

容器包装リサイクルについて（容器包装リサイクル法）

容器や包装を使って商品を売ったり、容器をつくっているみなさんへ

「容器包装リサイクル法」は、家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律です。消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行うとともに、その量に応じたリサイクルの義務が課せられています。

【 お問い合わせ・ご相談 】

■法律の概要や特定事業者の判断等の申し込みなどに関する相談

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

TEL03-5251-4870

■委託申込関係書類の請求

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

<https://www.jcpra.or.jp/>